

## 7. 健康保険のこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課

☎0577-73-7464

### ◆健康保険について

日本に住む人は、みんな健康保険に入ります。在留カードを持って、住民登録をしている人は入らなければなりません。あなたが健康保険に入るかどうかを決めることはできません。健康保険に入ると、保険証(保険に入っていることがわかるカード)をもらいます。病気やけがで病院に行くときは、病院の人に保険証を見せてください。病院に払うお金が安くなります。日本の健康保険は 2 つあります。会社の健康保険と市の国民健康保険です。

### ◆会社の健康保険について

#### ・健康保険に入る人

会社で働いている人は、会社の健康保険に入ります。入ることができるかどうかは、会社の人に聞いてください。会社で働いていないけど日本に住んでいるあなたの家族も、健康保険に入ることができる場合があります。家族が健康保険に入ることができるかどうか、会社の人に聞いてください。

#### ・入る方法

会社が手続きをします。

#### ・保険料(健康保険に払うお金)

保険料は、あなたが会社からもらう給料で決まります。あなたの給料から、保険料の半分を払います。残りの半分は、会社が払います。

#### ・仕事をやめたとき

仕事をやめたときは、健康保険もやめなければなりません。健康保険の代わりに、国民健康保険に入る必要があり、その手続きはあなたがしなければなりません。

まず、会社から健康保険をやめた証明書をもらいます。そのあと、証明書と在留カードを持って行って市役所に届を出してください。

### ◆国民健康保険（市の健康保険）

#### ・国民健康保険に入る人

住民登録をしている人で、会社の健康保険に入っていない人が入らなければなりません。

#### ・入る方法

在留カード、パスポート、マイナンバーカードまたは通知カードを持って行って市役所に届を出してください。在留資格が「特定活動」資格の人は、指定書も持って行ってください。

#### ・保険料(国民健康保険に払うお金)と払う方法

保険料は、あなたの前の年の所得や家族の人数で決まります。

毎年6月ころに保険料のお知らせが市役所から郵便で来ます。

一緒に入っている納付書を使って払ってください。銀行・郵便局・コンビニなどで払うこともできます。困ったときは、市役所に相談してください。

#### ◆医療費(病院に払うお金)がとても高くなったとき

あなたが1ヶ月間に病院に払うお金が、決まった額よりも多く払ったときは、後からお金が返ってきます。いくら返ってくるかは、あなたと一緒に住んでいる家族の所得で決めています。これは「高額療養費制度」と言います。お金が返ってくるかどうかは、会社の健康保険に入っている人は、会社の人に相談してください。国民健康保険に入っている人は、市役所に相談してください。

病院に入院するときなど、たくさんのお金があるときは、\*限度額認定証をもらうこともできます。限度額認定証があるときは、会社の人や市役所に相談をしてください。

\*限度額認定証:この紙があると、病院に決まった金額までしか払わなくてよくなります。毎月保険証と一緒に病院に見せてください。

#### ◆健康保険からもらうお金

出産育児一時金(健康保険に入っている人が子どもを産んだ時にもらうお金)

葬祭費(健康保険に入っている人が死んだとき、その人の葬式をした人がもらう)